司法軽視の政治の傲り

が明けると十三日に神奈川からも同じ訴え 『選挙無効』の訴えが起きた。次いで、年 昨年の総選挙がすんだ直後に千葉県で 翌十四日には、一票の格差是正に

が続き、

異常な情熱を燃やしている、ある弁護士の れの各都道府県選挙管理委員会を相手取っ 音頭取りで、格差の激しい二十二選挙区、 感じで、憲法無視は怪しからんと怒りの訴 無効を求める訴えを起した。続々、という 百二十人の有権者が連携をとって、それぞ 第三十七回総選挙での各選挙区の選挙

えを起したわけである。 する選挙区での選挙は無効であると主張し 問題を基盤に置いている。訴え出た人の属 まで総選挙が行われたのだから、 いう最高裁の判断が示され、その状態のま 訴えは、一票の格差はすでに違憲状態と 当然その

成事実を、

能だから、

改めて厳重な定数是正への勧告 ゼロの状態にもどすことは不可

を判決文の中に含ませることになる。

離はない。 選挙自体が無効だと主張することの間に距 からそうなっているので、要するにあの総 てはいるが、 それは訴訟の法的な規制の上

判断を示しているのだから、さらにそれを る。 阪、札幌、 上回っていたことの明らかな第三十七回総 にすでに一対三・九四という格差がついて いた状態に最高裁大法廷が違憲状態とする 一括提訴を含め、 現行の定数配分では、 千葉、神奈川の各高裁で裁かれ 問題は東京、広島、大 前回の総選挙時

選挙が違憲状態と判断されることは疑う余

地がない。ただ、すでに行われ、その結果

によって現実の政治が動いているという既

る Þ 国会内には確かに定数是正への動きはあ 晋

くらいの区もかなり出来るのに対し、 るので、一見極めて 理想的である。 は最大、最小の比率が二倍以内になり、 党に献策されている。これによると、 数の見直し検討が入っている。 民間から は、定数四人または三人から、ほとんどが 村など過疎地の多い全国 大 部 分 の選挙区 の選挙区がいくつか出現し、八人から五人 し、北海道一区、東京七区など『定数九』 数の五百十一名という枠内にとどまってい そういう選挙区で永い間、地盤を築いて来 た現職議員にとっては死活の問題である。 『小選挙区制』選挙区がほとんどになり、 『定数一』になってしまう。 新自由クラブとの政策協定の中にも定 冷静な機械的計算による新定数が各政 実質的には 格差

って反対しているのに、すらりと通過する 五十人から二百人もの代議士が与野党こぞ もいると考えるほうが現代の常識外で、百 件を百も承知の上で、公けの利益や憲法の いら政治家が衆院に五分の三、約三分の一 規制を考えるのが本当の政治家だが、そう 認を経なければならない。自分に不利な条 数是正の選挙法改正は国会の審議を経て承 しても避けなければならない。しかし、 議院本会議場には、これ以上議席を増加さ 行ければ問題はないが、実際問題として衆 いま総定数を増加させることだけは、 せる余地は、 有権者の数に合わせて議員定数を増加して いくばくも残されていない。 何と 定

民党はこの際、 選挙区制一区・一人制を断行する他に道は ないと思われる。私の個人的意見では、 過密選挙区に回すという方法以外には、 は、有権者の少ない選挙区の定員を削り、 はなかなかの見ものである。 やむを得まいとする案が出てくるか、これ 民は納得しなくとも、 思い切って一人一区制の採 議員さんの大半が、 とにかく、今 自 小

> ころに、定数是正の難かしさがある。 態』を脱し得るのだが、そうは行かないと 事情を一切無視して、単純な機械的措置を これも言うほど簡単ではない。 とれば、理想に近い状態に近づき『違憲状 用に断乎踏み切るのではないかと思うが、 要するに、やろうとしても、 そう簡単に 現職議員 0

情が何を言っとるか、定数を決めるのはわ 当局は完全に面子をつぶされた。裁判所風 顔で解散・総選挙に走ってしまった。 に、この判決には一顧だに払わず、平気な は める』意味の付帯決議をしている。 が、採決に当って『早急に定数是正につと 階で参議院は選挙法改正を審議していた くらいの弁明はほしかった。国会の最終段 Ļ 直前に『違憲』の判決が出ているの 『今は諸般の情勢から間に合わない』 衆議院 司法

はずもない。

どういうところで大方の妥協を得て、国

りと伝わって来る。 れわれ衆議院議員だ、 政治が法律を、立法府が司法府を小馬鹿 という傲りがありあ

中角栄が居すわっていることの 比ではな にして無視する態度をとることの弊は、

Ш

わさである。 わさは、社会の秩序が根底から覆されるこ V 法無視の風潮が社会に拡がることのこ

ころか、政治はどうなってしまうだろうか 責任を問われたら、一体この国の法秩序ど 断を示し、それに基づいて国会と自治省が 府にある。最高裁大法廷が『選挙無効』の判 任は自治省にある。 問い糾そうと決心したら、一体どうなるか。 軽視の元凶として、 違反した場合に備えて、関連する法律がち ゃんと備えてある。仮に、司法当局が法律 はないから、 総選挙前に、私は小さな雑誌に『首相、 定数是正の責任は国会にある。 憲法は国家の基本法で、 罰則はない。 総選挙の実施責任者を 発議の責任は国会と政 行政上の法律で しかし、憲法に 施行の責

相の口から『やる気は十分にある』しか やれることではないが、総選挙前には、

長として実施責任者でもあるから、 任者としての責は免れ得ない。司法よ怒れ。 うが、

自治大臣は全国選挙管理委員会委員 は大真面目だった。首相が総括責任を問 摘した。多文に戯文調ではあったが、本心 **挙後に『無効』の訴えが続出することも指** 自治相の逮捕』という文章を書いた。 れて有罪となる事態など考えられないとい